

## 生駒市条例第 12 号

生駒市住居表示審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

生駒市長 山下 真

### 生駒市住居表示審議会条例の一部を改正する条例

生駒市住居表示審議会条例（昭和 41 年 10 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「住居表示」を「住居表示等」に改める。

第 2 条中「審議会は、市長の諮問に応じ」を「市長は」に、「必要な事項を調査審議する」を「必要に応じ、審議会に諮問してその意見を聴くことができる」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 審議会は、前項の規定による市長の諮問に応じ、必要な事項を調査審議する。

第 3 条第 1 項中「25 人」を「10 人」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 市長は、前条第 1 項の規定による諮問の都度、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから委員を委嘱する。

3 委員は、前項の諮問に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第 4 条を削る。

第 5 条の見出し中「及び副会長」を削り、同条第 1 項中「及び副会長 1 人を置く」を「を置き、委員の互選によりこれを定める」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を削り、同条を第 4 条とする。

第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を削り、第 8 条を第 6 条とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 市長が改正後の生駒市住居表示審議会条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により委員を委嘱する場合において、この条例の施行の際現に改正前の生駒市住居表示審議会条例第3条第1項に規定する委員（以下「旧委員」という。）であった者が旧委員としての任期内にあるときは、その者は、新条例第3条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。